

新旧対照表

○千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

改正後	改正前
<p>千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 平成十二年三月二十四日 条例第六号</p>	<p>千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 平成十二年三月二十四日 条例第六号</p>
<p>改正 平成一七年 二月二二日条例第 四六号</p>	<p>改正 平成一七年 二月二二日条例第 四六号</p>
<p>千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (趣旨)</p>	<p>千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (趣旨)</p>
<p>第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第五十五条第一項の規定により、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。 (市町村が処理する事務の範囲等)</p>	<p>第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第五十五条第一項の規定により、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。 (市町村が処理する事務の範囲等)</p>
<p>第二条 次の各号に掲げる事務は、それぞれ当該各号に定める市町村が処理することとする。</p>	<p>第二条 次の各号に掲げる事務は、それぞれ当該各号に定める市町村が処理することとする。</p>
<p>一 職員の給与に関する条例（昭和三十七年千葉県条例第五十号）の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係る事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの 各市町村（千葉市を除く。） (削る。) (削る。)</p>	<p>一 職員の給与に関する条例（昭和三十七年千葉県条例第五十号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係る事務であつて、次に掲げるもの 各市町村（千葉市を除く。） イ 条例第十条第一項の規定による届出の受理 ロ イに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち人事委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの</p>
<p>二 文化財保護法（昭和三十五年法律第二百十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 各市町村</p>	<p>二 文化財保護法（昭和三十五年法律第二百十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 各市町村</p>
<p>イ 法の規定により教育委員会に提出すべき届書その他の書類の受理 ロ 法第百八十八条第一項の規定により教育委員会を経由すべきものとされる届書その他の書類及び物件の受理</p>	<p>イ 法の規定により教育委員会に提出すべき届書その他の書類の受理 ロ 法第百八十八条第一項の規定により教育委員会を経由すべきものとされる届書その他の書類及び物件の受理</p>
<p>三 千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 各市町村 イ 条例第三十八条第一項の規定による許可（別に教育委員会規則で定める現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為に係るものに限る。）</p>	<p>三 千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 各市町村 イ 条例第三十八条第一項の規定による許可（別に教育委員会規則で定める現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為に係るものに限る。）</p>

ロ イに掲げるものに係る条例第三十八条第三項において準用する条例第十四条第三項の規定による指示並びに同条第四項の規定による命令及び取消し

ハ 条例の規定により教育委員会に提出すべき届書その他の書類の受理

ニ イからハまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち教育委員会規則に基づき事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの

一部改正（平成一七年条例四六号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定にかかわらず、同条第三号イに掲げる事務でこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の申請に係るもの及び同号ロに掲げる事務で教育委員会の許可を受けた現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係るものは、施行日以後においても教育委員会が行う。

附 則（平成十七年二月二十二日条例第四十六号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

ロ イに掲げるものに係る条例第三十八条第三項において準用する条例第十四条第三項の規定による指示並びに同条第四項の規定による命令及び取消し

ハ 条例の規定により教育委員会に提出すべき届書その他の書類の受理

ニ イからハまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち教育委員会規則に基づき事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの

一部改正（平成一七年条例四六号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定にかかわらず、同条第三号イに掲げる事務でこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の申請に係るもの及び同号ロに掲げる事務で教育委員会の許可を受けた現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係るものは、施行日以後においても教育委員会が行う。

附 則（平成十七年二月二十二日条例第四十六号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。